最終更新日：2016年3月25日

ショーボンドホールディングス株式会社
代表取締役社長 石原　一裕
問合せ先：03-6892-7101
証券コード：1414
http://www.sho-bondhd.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を高めるために、法令遵守の徹底を図り、健全で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、経営上の重要な課題の一つと位置づけています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則2－2－1＞
当社は、行動準則として、「ショーボンドグループの企業文化とは」を制定し、会社と社員のあるべき姿を定めています。社員に対しては入社時の研修等で行動準則についての教育時間を設けています。取締役会のレビューについては、今後、社内アンケートを実施する等して実践状況の把握に努めます。

＜原則3－1＞
取締役会は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、取締役会の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念他、重要な方針について、主体的に情報発信することとしています。今後、検討のうえ、ホームページの掲載内容や招集通知の記載内容等について適切な対応を進めていきます。

＜原則4－8＞
当社は独立社外取締役を2名以上選任することを方針としていますが、現状は1名のみの選任となっています。今後、検討のうえ、適切な対応を進めて行きます。

＜原則4－9＞
取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準を策定することとしていますが、具体的な金額的重要性基準は設けておりません。今後、検討のうえ、適切な対応を進めて行きます。

＜補充原則4－11－3＞
取締役会全体の実効性評価については年1回程度実施し、その結果を開示することを方針としておりますが、具体的な評価手法、開示方法、実施時期等については検討のうえ、適切な対応を進めて行きます。

＜原則5－2＞
取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たり、収益計画や資本政策の基本的な方針を示し、収益力や資本効率等に関する目標を提示し、その実行のために経営資源の配分等として何を実行するのか株主に対して、わかりやすく明確に説明することを方針としておりますが、ROE等の具体的な目標数値等の公表については、今後、検討のうえ、適切な対応を進めて行きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1－4．いわゆる政策保有株式＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第4条で次のように定めています。
（政策保有株式の保有に関する方針）
第4条　当社は、取引や事業上必要である場合等を除き原則として他社の株式を取得・保有しない。
2　　当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使する。

＜原則1－7関連当事者間の取引＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第7条で次のように定めています。
（関連当事者間の取引）
第7条　当社役員（当社グループの役員）は、会社の利益に反して、自身や第三者のために利益を追求してはならない。その意図がない場合でも、利益相反取引や競業取引を行う場合は、取締役会の承認を得て行う。ただし、利害関係のある取締役は決定に参加できない。
2　　承認にあたっては、会社や株主共同の利益を第一に考え、慎重に審議のうえ、承認する。
3　　取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示する。
4　　役員（当社グループの役員）は、年1回、調査票に基づき関連当事者間の取引について報告行う。

＜原則3－1．情報開示の充実＞
（情報開示の充実）
当社コーポレートガバナンスガイドライン第13条で次のように定めています。
第13条　取締役会は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、取締役会の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念他、重要な方針について、主体的に情報発信する。
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は企業理念を次のように定めています。
「「社会資本を良好な状態で次世代に引き継ぐ」との使命感のもと、メンテナンス業界のトップランナーとしての高度な技術開発力で、豊かで安全な社会の実現に貢献する。」

当社は、純粋持株会社として子会社の経営の支配、指導、管理を行っています。子会社グループの主要な事業は、土木・建築分野のコンクリート構造物の補修・補強市場において、独自工法を含む多種多様な工法により、自社開発の工事材料や、樹脂接着剤・注入剤(子会社グループ内で製造)を用いて施工する特殊工事です。また補修・補強工事という性格上、新設・新築に比べ請負額が比較的少額で、工期も短く、設計図と実際の施工対象物の状況が異なるなどの悪条件を克服しながら施工しなければならないなど、高度な技術力と様々なノウハウが必要な業態です。その一方、施工対象とする構造物は、供用中の道路橋梁やトンネル、学校、鉄道各社や電力会社のインフラなど公共性の高い社会資本が多く、地域住民の安全確保に直結する社会貢献度の高い重要な事業を行っているいわば「縁の下の力持ち」的な企業集団だと自負しています。今ある社会資本を、環境への負荷が大きいスクラップ＆ビルドではなく、適時適切にメンテナンスすることにより良好な状態で次世代に引き継ぐことが私たちの使命だと考えています。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針
基本的な考え方は1に記載の通りです。基本方針についてはコーポレートガバナンスガイドラインを制定しています。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役会の人数は事業規模や事業内容に照らして、迅速・果断な意思決定が行える人数とし、監査等委員でない取締役は7名以下、監査等委員である取締役は4名以下の適切な人数とする。選任する際の基準は、取締役会における決定が、多角的分析・審議によってなされるよう、経営、市場、技術、施工・生産、法務・会計等の各専門領域に精通し、十分な経験を積んだものをバランス良く選任する。監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有しているものを1名以上選任する。
(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
選任・指名の理由や経歴等を株主総会招集通知に記載している。

＜補充原則4－1－1＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第15条第2項で次のように定めています。
第15条
2　　取締役会は、取締役会規程において、法令に準拠して、取締役会で決議するものを明確にする。また、重要な子会社の社長、支社長、本部長等が決裁できる範囲はグループ決裁基準で明確にし、円滑な意思決定の促進及び効率的な業務執行を図る。

＜補充原則4－11－1＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第25条で次のように定めています。
第25条　会社の取締役会の人数は、事業規模や事業内容に照らして、迅速・果断な意思決定が行える人数とし、監査等委員でない取締役は7名以下、監査等委員である取締役は4名以下の適切な人数とする。
2　　選任基準は、取締役会における決定が、多角的分析・審議によってなされるよう、経営、市場、技術、施工・生産、法務・会計等の各専門領域に精通し、十分な経験を積んだものをバランス良く選任する。
3　　監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有しているものを1名以上選任する。

＜補充原則4－11－2＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第25条第4項で次のように定めています。
第25条
4　　取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められるため、当社の他に上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)を兼務しないことが望ましい。要請を受けた場合は、速やかに取締役会議長に通知する。
なお、取締役の重要な兼務の状況については、株主総会招集通知に記載している。

＜補充原則4－14－2＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第28条で次のように定めています。
(取締役のトレーニング)
第28条　会社は、役員就任時及び就任後継続的に、それぞれの取締役の知識・経験・能力等のレベル及び属性に応じた研修等の機会を必要に応じて設ける。

＜原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針＞
当社コーポレートガバナンスガイドライン第29条で次のように定めています。
第29条　会社は、株主や投資家から面談の申し込みがあった場合は、前向きに対応する。
2　　IR担当取締役が対応することを原則とし、株主・投資家の求めに応じて、又は必要と判断した場合には、専門領域に詳しい取締役や業務執行者を帯同し、十分な説明体制を整える。
3　　説明に当たってはフェアディスクローズの精神に基づき、インサイダー情報を伝達することのないよう留意する。
4　　会社主催で行う説明会は、機関投資家向け決算説明会、個人株主説明会、四半期決算ごとの機関投資家との面談を実施する。
5　　株主の意見・懸念については必要に応じ経営会議や取締役会にフィードバックし、会社の持続的な成長のための経営改革に活用する。
6　　会社は必要に応じ株主構造の把握に努める。
なお、説明会の内容は適宜当社ホームページに掲載している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,629,500	9.03
上田　昭	2,304,800	7.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,329,400	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,269,900	4.36
第一生命保険株式会社	1,210,000	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,138,500	3.91
明治安田生命保険相互会社	792,100	2.72

NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	640,800	2.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	612,100	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	593,800	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は平成27年12月31日現在の状況を記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式2,187千株(7.51%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊　敏久	弁護士											
亀田　浩	他の会社の出身者	△										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊　敏久	○	○	――	渡邊敏久氏は、裁判官、弁護士として法曹界で50年近くの経験を積まれ、豊富な実務経験の中で公正・公平で的確な判断能力を培われた方です。その人物人柄と高い見識は、社外取締役として最適な方であると考えています。また出席した取締役会では、経営陣かた独立した立場において、監督、助言を行い、会社の業務執行の適正性を確保するための役割を担い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しましたので、監査等委員である社外取締役として選定いたしました。
				亀田浩氏は、10年余りにわたり一部上場企業の経営者として経営経験を積まれた方で、そ

亀田　浩	○		―――	の豊富な経験に基づく高い見識を備えられた方です。その人物人柄と高い見識は、監査等委員である社外取締役として最適の方であると考えています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を1名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査等委員会監査）
監査等委員会の監査は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）が実施します。監査等委員会は監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき、監査方針や監査計画を決定し、取締役会や経営会議に出席するとともに、代表取締役をはじめとした業務執行取締役から定期的に職務執行状況の報告を受け、適法性・妥当性を監査します。また監査等委員会は監査室及び会計監査人と必要に応じて会合を持ち、情報交換を行うなど連絡を密にし、効率的な監査を実施するよう努めています。常勤監査等委員の松島亨氏は長年にわたり経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
（内部監査）
内部監査については監査室が実施します。監査室は3名体制で、「内部監査規程」に基づき社長直轄部門として独立した立場から各部門・子会社の会計処理・業務処理の適法性、妥当性について定期的に又は必要に応じて随時、内部監査を実施します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

当社は監査等委員である社外取締役を2名選任しています。
渡邊敏久氏は裁判官、弁護士として法曹界で50年近くの経験を積まれ、法務な実務経験の中で、公正・公平で的確な判断能力を培われた方です。また、亀田浩氏は長年にわたり上場企業の経営者として経営経験を積まれており、その豊富な経験に基づく高い見識を供えられた方です。その経歴等から両氏は社外取締役として、独立した立場で、監督・助言を行い、会社の業務執行の適正性を確保するための役割を担っていただけるものと判断しています。
なお、社外取締役の2名は、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は社外取締役の独立性に関する基準を定めていませんが、その選任に当たっては東京証券取引所の独立役員の基準を参考にしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業業績に対する経営責任を明確化するために取締役の報酬の一部に株価連動型報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役を区分して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は平成27年９月25日開催の定時株主総会において年額350百万円以内、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と決議しています。
各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、会社業績のほか、職務の重要性及び成果・実績等を勘案して取締役会の決議により決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定しています。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会の開催に際して、社外取締役へ事前に資料を配布し内容の説明を行っています。また、会計監査人および内部監査部門から監査の実施状況等について定期的に報告をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

＜業務執行、監査・監督の概要＞
（1）内部監査については監査室が実施します。監査室は3名体制で、「内部監査規程」に基づき社長直轄部門として独立した立場から各部門・子会社の会計処理・業務処理の適法性、妥当性について定期的に又は必要に応じて随時、内部監査を実施します。
（2）監査等委員会の監査は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）が実施します。監査等委員会は監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき、監査方針や監査計画を決定し、取締役会や経営会議に出席するとともに、代表取締役をはじめとした業務執行取締役から定期的に職務執行状況の報告を受け、適法性・妥当性を監査します。また監査等委員会は監査室及び会計監査人と必要に応じて会合を持ち、情報交換を行うなど連絡を密にし、効率的な監査を実施するよう努めています。常勤監査等委員の松島亨氏は長年にわたり経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

＜取締役候補の選定、報酬内容の決定に関する方針＞
株主総会に提案する取締役候補の選定については、当社グループの事業特性を踏まえ、候補者の経歴・実績、人物・人柄を総合的に勘案し、経営者としての資質を慎重に検討して決定しています。
当社の役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は平成27年９月25日開催の定時株主総会において年額350百万円以内、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と決議しています。
各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、会社業績のほか、職務の重要性及び成果・実績等を勘案して取締役会の決議により決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用しています。その理由は委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るためです。
なお、会社法第427条第１項に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
各機関の概要は次の通りです。

（取締役会）
取締役会は、９名の取締役で構成しており、うち３名は監査等委員である取締役です。法令及び取締役会規程に定める経営及び業務執行に関する重要事項を審議・決定しています。開催については原則月１回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するなど、迅速な意思決定に努めています。
（監査等委員会）
監査等委員会は3名の取締役で構成しており、うち２名は社外取締役です。取締役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成をはじめ、法令

や定款に定められた事項について決定しています。開催については原則月１回以上開催するほか、必要に応じて随時開催しています。監査については、会計監査人及び監査室と連携し、効率的な監査体制を整備しています。
（経営会議）
経営会議は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ子会社を含む経営幹部で構成しています。経営計画の審議、計画の進捗状況に関する審議のほか、経営幹部の職務執行状況の確認等を行っています。
（リスク管理委員会）
リスク管理委員会は本社駐在の取締役、広報担当取締役及び本社駐在経営幹部で構成しており、リスクの把握とその対応策の具申を行っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法廷期日の5営業日前に発送しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	3月に東京および大阪で個人株主に対する説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	8月に期末決算説明会、2月に第2四半期決算説明会を開催しています。 また、アナリストや機関投資家の要望に応じて随時個別ミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期、期末決算毎に決算短信等で決算情報を開示している他、適時開示規則上開示が求められている会社情報を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重に鑑み、損失の危機に対処する幾つかの具体的場合においては、他の全ての判断に優先させるべき判断基準を下記の通りリスク管理規定に定めています。(1)「事故・災害等」にあっては「関係者の安全」、(2)「製品・施工の瑕疵等」にあっては「対象物利用者の安全」、(3)「施工に関する障害」にあっては「施工責任の完遂」。(4)「不祥事等の発生」にあっては「事実を隠さない」、(5)「債権回収の不安」にあっては「不法不当な回収行為をしない」、(6)「不当な要求」にあっては「応じない・1円たりとも払わない」、(7)「非難・中傷」にあっては「事実に基づく正当な反論」
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを拡充し、ステークホルダーに情報を提供する方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
(1)各取締役は取締役会及び経営会議の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。
(2)取締役会はコンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）を定め、必要に応じて見直しを行い、全役職員に周知徹底させます。
(3)コンプライアンス担当部署を置き、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修等を行い、コンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）の全役職員への浸透を図ります。
(4)不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査等委員会に報告します。
(5)反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理します。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・事業子会社への啓蒙、指導を行います。
(2)各部門・事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査等委員会へ報告します。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が充分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行います。
5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行います。
ロ．当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理統括部署が、グループ全体を統括します。
ハ．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社のコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署がグループ全体を統括します。
6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。
7．当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
(2)子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会への報告に関する手続を定め、監査等委員が必要とする情報を適時適切に提供します。
(3)当社は、監査等委員会へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。
8．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
9．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、経営会議等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制
1．反社会的勢力排除に向けた基本原則
反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、一切の反社会的勢力との関係を遮断・排除する。
2．反社会的勢力排除に向けた取組状況
（1）反社会的勢力と関係を持つことを重大なリスクと認識し、リスク管理規定により次の事項を社員の義務とする。
・不当要求に対しては「応じない・１円たりとも払わない」を判断基準とし、他の全ての判断に優先させること。
・トラブル等の処理はリスク管理委員会の承認を得てADRの利用または弁護士、その他の専門家に委任すること。
それ以外の第三者には絶対に委託してはならないこと。
・場所長は普段から不当要求排除の知識の修得に心掛け、部下にも徹底すること。
（2）反社会的勢力からの不当要求被害防止のために従業員に対して、研修会を実施するなど指導及び教育の徹底に努める。
（3）所轄の警察や地元企業との連絡を図り、普段から反社会的勢力に関する情報を収集するなどして被害防止に努める。
（4）反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士や警察に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

